

|                  |   |
|------------------|---|
| <b>Title</b>     | 二本の木は一本の木とされた！？：長老会派と会衆派による《合意項目》(The Heads of Agreement, 1691)の歴史神学的考察   |
| <b>Author(s)</b> | 松谷, 好明  |
| <b>Citation</b>  | 聖学院大学総合研究所, No.30, 2004.9 : 229-266   |
| <b>URL</b>       | <a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4290">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4290</a> |
| <b>Rights</b>    |   |



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

## 二本の木は一本の木とされた!?

——長老派と会衆派による《合意項目》(The Heads of Agreement, 1691)の

歴史神学的考察——

松谷好明

### 1 はじめに——主教制、長老制、会衆制

プロテスタント教会の教会政治形態は、基本的に、主教制(監督制)、長老制(長老主義)、会衆制(会衆主義、組合主義)の三つに分類される、というのが、学問的にも実際的にも定説となっている<sup>①</sup>。確かにこのような類型化には妥当性があり、有効性もあるが、以下の諸点を踏まえない場合には、歴史認識を曇らせ、現在および将来における教会政治の現実的展開の方向を誤らせる恐れがある。

第一に、これら三種の政治形態はあくまで類型ないし理念型であって、いずれの場合も、現実の歴史においては多様な展開を見せており、純粋な形態は存在しないということである。特に、それらの三種の政治形態とは別に、しばしばそのいずれとも相即して、プロテスタント史上エラストス主義と総称される教会政治の在り方<sup>②</sup>が存在したから、現実のプロテスタント教会の政治形態も教会政治理念も、国家との関係において極めて複雑な展開を見せるに至った。例えば

ば、一口に主教制といつても、実際にはエラス투스主義的な主教制もあれば非エラス투스主義的主教制もあり、エラス투스主義的長老制もあれば非エラス투스主義的なものもある、<sup>(4)</sup>という具合である。加えて、三者間の相互浸透、複合、複層の側面も存在してきた。

第二に、一般に教会政治形態の名称で呼ばれている集団、すなわち、主教派、長老派、会衆派は、純粹に教会政治理論のみで成立している党派ではなく、政治的、社会的、教会的現実の中にある人間の集団であるから、いずれかの党派が現実政治において支配的となる場合も、あるいは三派間の離合集散が図られる場合にも、その背後に教会政治論以外の諸要因が、当然のことながら、存在するということである。<sup>(5)</sup>もとより、教会政治論の位置が本来的に小さいということではない。

第三に、一六世紀から一七世紀にかけて、特にイングランドにおいて典型的に出現し始めたパリッシュ・チャーチからコングリゲーションへの動きに象徴される巨大な地殻変動が起こつていた<sup>(6)</sup>ということである。中世の固定的、位階制的秩序の社会から、近代の流動的、歴史的で自由な社会への転換という根源的变化は、どこよりもまず、教会の場起こつた。一六、一七世紀の教会政治論は、そのような中で生まれ、教会をその現実に適合させ、あるいは変革しようとする歴史的、神学的営為であつたと言えよう。

ところで、主教制、長老制、会衆制の三種の教会政治形態は、プロテスタント史上でも特に一七世紀のイングランドにおいて国家的規模で現出した。<sup>(7)</sup>すなわち、一六世紀にヘンリー八世の宗教改革によつてローマ・カトリック教会から分離したイングランド教会は、いわゆるピューリタン革命期を除けば、一七世紀の間中ずっと、国王の下、カンタベリー大主教を頂点とする主教制国教会であり続けた。

これに対して、一六世紀にイングランド教会の内部改革を目指す運動として起こつたピューリタニズムの中核を成す長老派(長老主義)は、究極的にはイングランド教会を長老制国教会とすることを目標としていた。長期にわたる挫折

ののち、彼らの願いは、極めて限定的にはあるが、一六四六〜四九年の短期間、実現した。

一方、一六世紀中葉に生まれた分離主義とは別個に、一七世紀中葉、オランダ亡命から帰国した人々を中心に会衆派（当時の呼称では独立派）が誕生した。彼らは長期議会の前期、長老派が支配的であったときには、国教会制度の枠内において自己の存在の例外的許容を求めていたが、同じ独立派の立場をとるクロムウエルの共和制下では、主教制、長老制抜き、国教会制度（パリッシュ、聖職、牧師審査などは温存する）の存続を図るとともに、理論的にはキリスト教会本来の在り方としての会衆制を強く主張するに至った。

しかしながら、一六六〇年の王政復古は、二〇年にわたる教会政治上の「実験」と「混乱」に終止符を打ち、現在に至るまで存続する主教制国教会としてのイングランド教会を回復し、確立した。<sup>(8)</sup>

## 2 長老派と会衆派による《合意項目》と《幸いなる一致》

長老派と会衆派による《合意項目》<sup>(9)</sup>とは、一六九一年四月にロンドンおよび近郊に在住する両派の牧師有志の間で同意署名された、全九章にわたる、比較的短い教会政治上の一文書である。正式のタイトルに、「以前は長老派、会衆派と呼ばれていたが、今や一致した牧師たち (the United Ministers) によって同意された」とあるように、理論的にも実践的にも相互に大きく隔たり、しばしば論争と対立を続けてきた両派が、このような形で公的な合意を達成し、パンフレットにして広く公表しえたことは、当事者たちにとって文字どおり《幸いなる一致》<sup>(10)</sup> (Happy Union) 以外の何もかもなかったであろう。

同年四月六日にもたれた両派による感謝礼拝において説教した、ステップニーの会衆派教会牧師マッシュュー・ミード

(Matthew Mead) は、テキストにエゼキエル書三七章一九節「主なる神はこう言われる。わたしはエフライムの手の中にあるヨセフの木をユダの木につないで一本の木とする。それらはわたしの手で一つとなる」(新共同訳)を選び、説教題を「二本の木は一本の木とされた」(Two Sticks made one)とした<sup>11)</sup>。バビロン捕囚の民に対して預言者エゼキエルが語った、神の手による北イスラエル王国と南ユダ王国の統一的回復の約束から、長老派と会衆派が神の手により一致を実現することができたと言くものであったことは言うを俟たない。

しかし、この《幸いなる一致》は、不幸にも数年と続かなかつた。一致破綻の主たる原因は、ピューリタン革命期に道徳律法廃棄論の嫌疑で正統派神学者たちから批判を浴びていたトビアス・クリस्प(Tobias Crisp)の著書をその息子が再刊した際、ミードを含む「会衆派」の牧師たちが出版賛同者として名を連ねたのに対し、「長老派」の若手論客であるダニエル・ウィリアムズ(Daniel Williams)が厳しく論難を加えたことに始まる両派の論争にある、と見なされる<sup>12)</sup>ことが多い。確かに直接的な契機としてはこの《道徳廃棄論争》が最も重要なものであるが、われわれとしては、ドリスデールが指摘するように<sup>13)</sup>、両派の中に根強く存在し続けていた根本的な体質の相違に注目することが重要である<sup>14)</sup>と考える。すなわち、《幸いなる一致》以降も「長老派」の牧師たちの中には、依然として、統一的な「国民教会」(a national church)への志向が潜在的の存在していたのに対し、「会衆派」の牧師たちの中にはその理念を拒絶しつつ、国家との関係とはアンビバレントなまま、独立主義(Independency)以外の在り方を考えない傾向があったのである。

このようにして短期間でもろくも崩れた一致であるから、一方において、歴史的、教會的にほとんど意味を持たないと見なされていることには十分な理由があると言わなければならない<sup>14)</sup>。しかし、他方において、一般に「水」と「油」、「二本の木」と見なされていた両派がたとえ短期間でも「一致」し、「二本の木」となったという画期的な出来事の中に、歴史的、教會的意味を見いだすことは可能であり、むしろ必要ではないかと考えられる。特に、《幸いなる一致》の崩壊以後、非国教徒してそれぞれに茨の道を歩んだ両派が、ついに一九七二年一〇月《合同改革派教会》(The United

Reformed Church)として三世紀ぶりに相互の一致を表明した今日、《幸いなる一致》を生み出した《合意項目》とそれに対する多様な評価を改めて吟味することは、非国教会であるわが国のプロテスタント教会と神学にとつても、極めて重要な課題と言ふべきであろう。

### 3 《合意項目》の歴史的文脈<sup>16)</sup>

一六六〇年の王政復古は、長老派、独立派、両派の運命を根本的に変えることとなった。すなわち、国王として即位したチャールズ二世は、一六六二年、新たに成立させた礼拝統一法に基づき、《大追放》(Great Ejection)を断行して、二〇〇〇名にも及ぶと言われる長老派、会衆派の牧師たちを、回復された主教制国教会から排除した。更にチャールズ二世は、一連の《クラレンドン法典》によつてこれら非国教徒の牧師、信徒を厳しく取り締まったため、非国教主義は冬の時代を迎えるに至つた。

こうした状況に追い込まれた長老派、会衆派の両派は、牧師たちを中心に、ロンドンおよび地方において部分的な協力や一致の努力を積み重ねた。その代表的なものの一つは、《カンバーランド・ウェストモアランド両州の連合した牧師たちと諸教会の合意》(1656)である。<sup>17)</sup>

しかしながら、こうした協力、一致の努力が、一六七二年の信仰自由宣言(寛容宣言)や、七八年八月のカトリック陰謀事件により反カトリック感情の昂揚という有利な条件の中でも全面的協力と一致へと展開しなかつたのは、七三年の審査法や、八三年のライ・ハウス陰謀事件に起因する非国教徒への抑圧策のためだけではない。それら外的要因よりは、むしろ、教会政治論における原理的な相違とは次元を異にした、両派の間に横たわる相互不信のためであつたと思

われる。すなわち、ピューリタン革命期における、厳粛な同盟と契約（一六四三）、チャールズ一世の処刑（一六四九）、クロムウェル軍によるスコットランド侵攻（一六五〇）、いわゆるラヴ陰謀事件と彼の処刑（一六五一）、などの重大な事柄、事件への評価と対応の相違が、両派間の相互理解と全面的一致をなお困難なものとしていたのである。

しかし、一六八五年に即位したジェームズ二世の下、イングランド教会がローマ・カトリック教会に復帰する可能性が現実味を帯びてくるにしたがい、国教会体制の内部にあった人々と非国教徒が相互に接近したのみならず、長老派と独立派との間の障壁が低くなるに至り、かくして一六八九年の名誉革命を迎えることとなった。

新たに即位したウィリアム三世（とメアリー）は、八九年五月の寛容法（Toleration Act）によりユニテリアン、ソシニアンを除く全非国教徒に礼拝の自由を認めたから、長老派、会衆派にとっては自らの礼拝が合法化されたことを意味するが、しかしこの寛容法の採択は、裏を返せば、新たに確立された主教制国教会体制の中に何らかの形で非国教徒を取り込もうとする、いわゆる《包容策》（Comprehension）の放棄を意味した。かくして、この名誉革命体制とその一環としての新たな主教制国教会体制の樹立により、長老派、会衆派、諸セクトを問わず、イングランドにおける非国教主義の運命は確定したのである。<sup>18)</sup>

すなわち、これを要約すれば、主教制をとるイングランド教会は、今日まで法的に国教会として存続し、そのようなものとしての責任と義務を担うとともに、あらゆる特権と特典を享受してきた。それに対して長老派は、一八世紀に内部からも信仰的、神学的に崩壊し、一九世紀にスコットランドからのご入れなどによつて再建され、その世紀の末期から二〇世紀初頭にかけては特に海外宣教の活発な展開により組織としても幾分強化されたが、古典的な長老主義に見られる国教会志向は完全に消滅し、徹頭徹尾一つの小さな教派教会であることに甘んずるに至った。<sup>19)</sup>

これに対して会衆派は、本来国教会の組織原理ではなく、国教会の内外を問わず、具体的に存在する各個教会（congregations）の組織原理であったから、王政復古、名誉革命後の非国教徒として迫られた状況に、長老派より一段と適

合性をもち、更には多くの優れた牧師、神学者を輩出したため、長老派に比してより大きく、力を持つ教派として一九七二年の長老教会との合併を迎えることとなった。<sup>20</sup>

#### 4 《幸いなる一致》とその指導者たち

名誉革命体制の確立（一六八九〜九〇）により完全に主教制国教会から締め出された非国教徒にとって焦眉の急は、国家による財政的支援を欠いた中ででのミニストリーの維持であった。これには二つの問題が含まれていた。すなわち、経済的基盤の弱い教会と牧師を支援することと、高齢化する牧師たちの後を継ぐべき志願者たち（神学生）の神学教育（当然のことながら、それは両大学においては不可能であったから、私的に、密かになされねばならなかった）を経済的に支援することである。こうした必要に応えるため非国教主義の有力信徒たちは、長老派、会衆派を問わず力を結集して基金を設け、ロンドンとその周辺の多くの牧師たちを招いてその運用について相談した。その結果、《総合基金》<sup>21</sup>（The General Fund）と名付けられた基金の理事として、長老派からジョン・ハウはじめ七名の牧師、会衆派からマッシュー・ミードはじめ七名の牧師が選ばれ、共同で基金の運用に当たることになった。

このようにして、有力信徒たちの主導で開始された総合基金をめぐる長老派、会衆派、両派の牧師たちの部分的協力が、更に《幸いなる一致》（Happy Union）を目指して《合意項目》を作成する協議に進んだ背後には、触媒役となったニューイングランド会衆派を代表するインクリース・メイザー（Increase Mather）の存在があった。<sup>22</sup>一六八四年ハーヴァード大学学長に選ばれていたメイザーは、八七年ジェームズ二世が信仰自由宣言を出したことに対しニューイングランドを代表して感謝の意を表わすとともに、また総督エドマンド・アンドロスの退任をイングランド政府に求めるため



派遣されてきていた。メイザーは青年時代にダブリンのトリニティ・カレッジで学び、イングランではほかならぬジョン・ハウの教会で代理牧師を務めたり、グロスター、ガーンジー島で伝道に従事したのち、ボストンの有力な会衆派牧師としていた人で、九〇年当時は五一歳だった。

このメイザーを媒介にハウら長老派牧師とミードら会衆派牧師は、更なる一致を目指す協議を急ぎ、九一年四月六日両派合同の会合とそこでの礼拝において、『《合意項目》』を公表するに至ったのであるが、ここでわれわれは、この合意を形成した両派について二点に特に留意すべきであろう。第一は、長老派、会衆派、両派による合意とはいえ、それは信徒をも含む両「教派」ないし「教会」の合意や一致を意味するものではなく、あくまで双方のロンドン周辺の牧師たちがニューイングランドの有力牧師を交えて協議し、合意し、一致を表明した、ということである。

第二に、これまでわれわれは、「長老派」「会衆派」と二派を明確に区別してきたが、特に王政復古期から名譽革命期に、この区別は、必ずしも現実を表わすものとは言いがたくなっていった。すなわち一致を目指す動きが小規模ながら各地に存在しており、また、「長老派」を代表したジョン・ハウは、<sup>23)</sup>経歴上「会衆派」と分類されるのが当然の時期が長くあり、また諸派との協力にも熱心だった。「会衆派」を代表するマッシュュー・ミードも、<sup>24)</sup>長老派の人々との協力や合同の集会の形成にさえ力を入れていた。その上両者は、一六八六年の短期間ではあったが、亡命中のユトレヒトで同じイギリス人教会で共に説教に当たっていたことさえあるのである。従って、ハウは、アイルランド在住の五年間に長老派のグループの中にあり、一六七五年以降はラザルス・スィーマンの後任としてロンドンの有力な長老派会衆の牧師となつたため、「長老派」の代表と見なされるが、それは、彼が強固な長老主義者であつたということでは必ずしもない。ミードもまた、ステップニーの会衆派教会牧師として当時ロンドンで最大の会衆に説教していたが、教会政治的に極めて穏健な立場を終始一貫して堅持したことが注目される。

5 《合意項目》全文と注釈

それでは《幸いなる一致》を生み出した《合意項目》とは、一体いかなるものであったか。この点を明らかにするため、われわれは、以下、上段に拙訳の《合意項目》全文<sup>(25)</sup>を掲げ、下段に筆者の注釈を記すこととしたい。

| 合意項目本文   | 筆者による注釈   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">《合意項目》一六九一年</p> <p style="text-align: center;">序文</p> <p>キリスト者間の合意を目指す努力は、キリスト教自体の繁栄した状態を願ういかなる人にとつても嘆かわしいものではないであろう。我らの間でこのような試みの成功は、覆い隠せぬほど顕著な神の御臨在に帰されねばならず、更なる祝福を望みうる保証であると思われ<sup>(注1)</sup>る。</p> | <p>注1 両派は、一致の合意の達成を「成功」とし、その内に神の導きを覚えると同時に、更なる祝福の保証を見る。</p> |

現在の法的に確立された自由 (Established Liberty) を我らの統治者たち (rulers) が与えた恩顧に対し、我らは感謝の意を表わすものであり、彼らに対して我らは、この件全体について我ら自身が賛成であることを進んで表明する。それゆえ我らは、国家教会形態 (the national Church form) に干渉することに反対であることを明言<sup>(注2)</sup>する。すなわち、「1」本合意条項 (terms) を他の人々に押しつけることは、否定される。「2」強制力 (Coercive Power) を言いたてる一切の口実は、我らの状況のみならず、我らの原理にもそぐわない。「3」我らのそれぞれの教会における除名 (excommunication) それ自体は、その人を取り戻すことが不可能なほどスキャンダルのある教会員が、目に見える信者に固有な事柄において我らと交わり (Communion) ができないと声明すること以外の何ものでもない。「4」これらすべてにおいて我らが目指すものは、我らの間での調和と愛の維持と、現在のこの自由を我らが行使する際に人間の弱さがもたらす可能性のある種々の不都合の予防であることを、我らは明確に

注2 両派は、国王ウィリアムとメアリーの寛容法による非国教徒の礼拝合法化に感謝し、名譽革命体制の包容策不採択と新たな国教会体制樹立を全面的に受け入れ、それらに干渉しないことを表明する。

(注3)  
する。

当市「ロンドン」の牧師と人々の広範な同調と、他地域における同調に向かう傾向は、この幸いなる業「合意」が、平和への妨げとなるものをすべてを克服する神の働きかけのために企図された良い機会になされたことを我らに納得させ、また、今これによって認められるほどは、我ら自身も他の人々にも明白ではなかったにしろ、我らの間に常に相当程度存在してきた合意を確信させる。<sup>(注4)</sup>

この一致 (union) を推賞する論拠が、何か必要だろうか。一致こそ我らすべての者が祈り求めてきたものであり、摂理が、この上なく直接的なさまさまなしるしにより、長い間我らをそれへと招き、心を向けさせてきたものではないか。神に対する熱心か、あるいは、我ら自身への賢明な心づかいが、不注意から一致を示唆するなどということがありうるだろうか。一致の祝福が極めて重要であることが分かり、また、一致が非常に多くの点で絶対的に必要なものとなつていくときである。とり

注3 したがって、本合意が目指すところは、非国教徒の全国的な統一組織や、世俗法的拘束力を有する教会規律の樹立ではなく、合意した諸教会によるキリスト教会としての本来の在り方の追求である、と説明される。

注4 両派は、ロンドンと全国諸地域における本合意支持の動きに、合意が神の備えたもう好機になされたことと、ここに至るまでの双方の歩みの中に、ただ対立ではなく合意も既に相当あったことを確認する。

わけ、一致がプロテスタント宗教の保持と、王国の安寧に資するものであり、そのために貢献することが、かかる国家的祝福に正しく関心を持つ他のすべての人々と心を合わせて、我らの一致した力を行使する基準とならなければならぬ。<sup>(注5)</sup>

これらの顧慮が本合意を望ましいものとするのであるが、それだけでなく、それらは、合意を解消しようとする、あるいは、彼の王国にとっては明らかに破壊的に働く、合意のさまざまな良き結果を妨げようとする、サタンのすべての試みに対して、同じほど注意深く心配りをすることを要請する。それゆえに、我らがこれまで公然と許してきた、異なる意見と実践を非難し問題にする行き方を慎むことが、我らの義務となる。すなわち、互いを区別する名称をすべて、《一致した兄弟たち》(United Brethren)という名称に変えること、また、愛のない嫉妬やあら探しする言い方、まして、本合意によりいずれのグループが最も支持されるのかについての議論、を容認しないこと、である。そのような肉的な心づかいは、

注5 両派は、イングランドにおける宗教改革以来の歴史と、同時代のヨーロッパの政治的、宗教的歴史を踏まえ、国内外の情勢を分析して、プロテスタント宗教とイングランドにとり何よりも一致が重要であることを強調する。

我らについてはほとんど重要でない。というのも、我らは、あらゆる実質的なことにおいて考え方が完全に一つである場合、それほどでない事柄については、それぞれさまざまな考え方をし、いずれの側も否認されないように、それほど正確でない語を本合意において用いているからである。我らは、今からは、互いの名譽、賜物、成功を、我らの共通の幸いとして一層完全に喜びたいと望んでいる。<sup>(注6)</sup>

我らが一致して、我らの贖い主の大いなる関心事に対して最高のものを貢献できるように、我らは、分離した、あるいは別々の党派の影をいささかも見せることなく、我らの労苦をもって互いに助け、会し、相談することとする。そこから我らは、御霊が一層豊かに与えられることにより、光と愛が大いに増し加わることを喜びをもって期待するものである。我らは、かくして、その統治と平和に終わりなき、あの平和の君にお仕えするものであることを、心から確信している。<sup>(注7)</sup>

注6 以上の基本的認識から両派は、これまでのそれぞれの陣営に過度に見られた相互不信と批判を反省し、今後、長老派、会衆派という二つのグループに分けることをやめ、一つの《一致した兄弟たち》として歩むという決意を表明する。「一致した」と訳した“United”は、言うまでもなく、「合同した」と訳することもできるが、本合意は、より組織化された二つの教派の合併といったものではないので、ここでは「一致した」を取ることにした。

注7 両派は、この合意により、「互いに助け、会し、相談すること」で、自らの内に光と愛が増加し、同時に、一致してキリストによりよく仕えたいと述べる。

以下の《合意項目》は、以前、長老派および会衆派と呼ばれていたロンドン内外の一致した牧師たちにより、全国的な機構のための方途としてではなく、制定された法による共通の支配にそうこのできない我らの集会 (congregations) において秩序を保持するための方途として、決議された。<sup>(注8)</sup>

## 第一章 教会と教会員について

1 我らは、我らの主イエス・キリストが、天にある者も地にある者も、彼に結ばれているすべての者を含む、唯一の共同の教会、すなわち御国、を持つておられることを承認する。また、我らは、目に見える信者と彼らの幼いすえの全員（一般に公同の、目に見える教会、と呼ばれる）は、この世におけるキリストの霊的王国に属すると考える。しかし、ここで言う公同の、目に見える教会という概念については、それが、ただ一人であれ、集団的に多数であれ、いずれにしても、地上における、目に見える、

注8 序文の第二、第三段落で述べたことを（注2、注3参照）、恐らく国王政治、議会、国教会当局を強く意識して、要約して確言する。すなわち、今般の両派による合意は、名譽革命体制内の主教制国教会に信仰的良心によって従いえない各個教会において秩序を保つためであるとす。ここでは、長老派が伝統的に目指してきた長老制国教会樹立の構想については、全く語られない。

注9 両派は、イエス・キリストを頭とする唯一の公同の教会を告白する。「目に見える」(visible) 信者という表現は、必ずしも会衆派的なものとは言えない。当時、長老派の間でも用いられていたからである。「幼いすえ」を教会員と見なすことで、バプテスト派と一線を画し、目に見える教会の「目に見える、人間である頭」を否認

人間である頭、の下に形成されている何かの団体の中に集めて入れられていることを意味するというのがあれば、我らは、プロテスタントの他の者らと共に、一致してそれを否認する。<sup>(注9)</sup>

2 我らは、以下のこと「2-9」に合意する。すなわち、キリストの全規定に通常互いにあずかるため、彼らの頭なるキリストの下に定期的に共に集まる、目に見える聖徒たちの各個の集団(societies)は、各個教会(particular churches)であり、一部のそれほど重要でない事柄においては理解や実践が異なっても、制定されたキリストの教会として互いから認められるべきである。<sup>(注10)</sup>

3 キリスト教の根本的教理をわきまえ、それらについて健全であり、生活においてスキヤンダルがなく、神の言葉によって規定された判断にそって見た場合、目に見える信<sup>ゴッドリネス</sup>心と正直さを持つ人で、イエス・キリストに対して心からの服従を確かに公に告白している人々以外のいかなる人も、福音の特別な規定すべてにあずかるべく、教会員として受け入れ

することによって、教会の頭としてのローマ教皇を否定する。しかし、宗教改革の伝統に従い、ローマ教会とその教会員たちをキリストの教会から除外していいことに留意しなければならない。

注10 「公同の、目に見える教会」は、具体的には、第一義的に、各個教会であるとされる。各個教会の理解と実践では、本質的に重要なこととそれほど重要ではないことが区別され、本質的な点で一致していれば「制定されたキリストの教会」として認められるべきである、という。

注11 目に見える、聖徒の要件として、信仰(根本的教理に立つ)と生活(目に見える信心と正直さ)、公的告白が挙げられる。「キリスト教の根本的教理」については、第八章を参照。



られてはならない。<sup>(注11)</sup>

4 そのような目に見える聖徒として資格のある人たち（上述のような）が、福音の規則に従って、そこにおいて共に歩もうという、彼らの相互的な、明言された同意と合意に基づき、キリストの特別な規定すべてに定期的にあずかることができる主体に実際になる。そのように明言する際、どの程度明確にするかの違いは、かかる教会がお互いを制定された教会として認めることを決して妨げてはならない。<sup>(注12)</sup>

5 教会区の範囲は神定によるものではないが、しかし、共に建て上げるため、各個教会の会員たちは（都合のつく限り）互いの近くに住むべきである。<sup>(注13)</sup>

6 それぞれの各個教会は、彼ら自身の役員を選ぶ権利を有しており、福音の規則に従って正当に資格を与えられ、任職された役員が与えられていれば、統治を行い、自らの内で礼拝の全規定を享受する、キリストからの権威を有している。<sup>(注14)</sup>

7 教会権能の執行においては、治め、統治することは、それぞれの各個教会の牧師たちと他の長老たち

注12 「目に見える聖徒」が具体的に各個教会を構成する教会員となるためには、「そこにおいて共に歩もうという、彼らの相互的な、明言された同意と合意」が必要である。会衆派の、いわゆる「教会契約」である。この語が用いられていないのは、長老派側の抵抗を少なくするためであると考えられる。前項の要件を比較的厳密に適用する会衆派と、比較的穏やかに適用する長老派の間で、従来はそれぞれの相手側をキリストによって「制定された教会」として認めないことまであったことを自己批判している。

注13 この規定は、会衆派が長老主義の真理契機（地理的要因の重要性）を限定的に認め、歩み寄つたものと言える。前項において長老派が会衆派に大幅に譲っていることを補完するものである。

注14 各個教会の十全の権能を主張することにおいて会衆派的とも言えるが、イングランド長老派の祖と目され

(そのような者がいれば)に属し、同意することは、福音の規則に従い、兄弟たちに属する。<sup>(注15)</sup>

8

上述のような、公に信仰を告白した者たちはすべて、機会があるときには、どこかの各個教会の固定の会員として、義務上加わらねばならない。このようにして加わること、彼らが公に告白した、キリストの福音への服従の一部であり、彼らの確立と建て上げのために制定された手段である。これによって彼らは、牧会的配慮の下に置かれ、スキヤングルのある、あるいは誤った歩み方をする場合には、彼らの回復のため、また真理と真理を告白する教会の擁護のために、権威をもって訓戒され、あるいは譴責されることがある。<sup>(注16)</sup>

9

このようにして、ある各個教会に加えられた目に見える信仰告白者は、その教会にしつかりと留まり続けるべきであり、別の教会への推薦状——これは、当事者の事情が明らかにそれを必要とする場合、与えられるべきである——を秩序に従って請求しないまま、属している教会でなされているミニストリー

るトマス・カートライトの教会政治論とウエストミンスター神学者会議におけるスコットランド特命委員による各個教会の権能の重視、という観点から見れば、長老派においてもある程度主張しうる規定である。

注15 各個教会における統治の権能を牧師と長老に帰し、教会員には「同意すること」が求められている本規定は、バプテスト派における教会員の総意を中心とするやり方に傾きがちだった会衆派を、長老派的にてこ入れするものと見ることができ。

注16 キリスト者が、通常は、特定の各個教会に固定的の会員として加わり、そのような者としての特権と義務、責任にあずかるべきことが規定されている。いかなる各個教会にも加わらないとか、加わっても短期間に次々に教会を変え「流動的」会員(当時の表現)であるべきではないということである。

注17 所属する各個教会のミニストリーと諸規定を重ん

と諸規定を捨てるべきではない。<sup>(注17)</sup>

## 第二章 牧師職<sup>ミニストリー</sup>について

1 我らは以下のこと「1-7」に合意する。すなわち、

牧師の職務は、イエス・キリストの教会を集め、導き、建て上げ、統治するため、イエス・キリストにより制定されており、世の終わりまで継続されるべきである。<sup>(注18)</sup>

2 この職務に召される者らは、神の恵みを備えているばかりでなく、優れた学問と牧師としての種々の賜物を備えており、判断において健全で、信仰と福音の知識とにおいて初心者であってはならず、スキルがなく、清い行いの人で、福音の仕事と奉仕に自らを捧げる者でなければならない。<sup>(注19)</sup>

3 通常は、各個教会によりそこへ招かれ、選ばれた者以外のだれも、この牧師職の仕事に任職されてはならない。<sup>(注20)</sup>

4 牧師 (pastor) を招き選ぶという非常に重要で重い事

じなければならぬが、正当な理由で他の教会に移る必要がある場合は、推薦状(薦書)を得て移るべきであるとするこの規定により、教会契約に基づく各個教会形成に伴いがちな、流動的信者の増加、および諸教会間の競争と不和を抑制しようとする。

注18 両派は、目に見える教会の最も重要な務めが牧師の職務であることを明言し、これにより、牧師職を否定ないし軽視するラディカルなセクトと自らを区別する。

注19 両派は、牧師職に就く者の資格について「高い」見解を取ることに一致する。この点で両派は、ピューリタニズムの主流派を成すと言うことができる。

注20 各個教会の務めに招聘されることなく牧師職に就くことを、両派は否定する。この点においても両派は、ピューリタニズムの主流の理解に立つ。

柄においては、どの、かかる教会も、近隣の集会の牧師たちに相談し助言を受けることが、通常は必要である、と我らは判断する。<sup>(注21)</sup>

5

かかる助言の後、相談の対象となっていた当該者は、彼がその上に据えられようとしている各個教会の兄弟たちにより選ばれ、彼が受けるならば、正式に任職され、彼らに対する彼の職務へと聖別されるべきである。それには、近隣の集会の牧師たち(pastors)が、一人または複数の説教長老たち——もしそういう人たちがいれば——と共同で当たることが、通常は必要である、と我らは判断する。<sup>(注22)</sup>

6

しかし、かかる任職は、ただ、それまで牧師の職務に任職されたことが一度もなかった者らのために意図されている。それで、もしだが、以前に任職されている人が新しい場所ないし牧会の責任に転任するという場合も、彼とその働きを神の恵みと祝福に厳粛に委ねる同様の式があるべきである、と判断するならば、この点についての異なる意見や実践を、我らの間の争いや交わりの断絶の契機としてはなら

注21 どの各個教会も、牧師を招聘しようとする場合、近隣の牧師たちに相談し助言を受けることを、「通常は」と限定しつつではあるが、必要であると明言することにより、会衆派は長老派に大幅に歩み寄っていると見ることができる。

注22 牧師任職には、近隣の先任牧師たち、および、各個教会の牧師職に就いていない説教長老たちがいればその人たちが共に当たるべき、とのこの規定は、長老派のものであるが、「通常は」とすることにより、従来の会衆派方式(各個教会における任職)に余地を残していると考えられる。

注23 前項の規定は初めて牧師職に就く者の任職の規定であることを明確にし、転任した牧師の「就任式」ないし「就職式」についてはオープンにしている。

ない。<sup>(注24)</sup>

7 福音を説教する働きに就く者らは、ただ単に、聖徒の交わりをする資格を認められるだけでなく、例外的な場合を除いては、彼らの資格について識別し判断する周知の能力を持った諸教会の牧師たちに対して、彼らが、上述の働きに対する自らの賜物と適格性を証明すること、また、彼らが厳肅な認可と祈りをもつて派遣されること、が好都合イグスビライメントである。そうしたこと了我らは、彼らがその働きに召されていることについて何ら疑いが残ることがないように、また、無知で軽率な侵入者たちを（我らにできるかぎり）予防するために、どうしても必要であると判断する。<sup>(注24)</sup>

### 第三章 謹責について

1

地上の最も純粋な教会においても、時々偽善と広ま  
っている腐敗のゆえに、過ちとスキャンダルが起こ  
ることは避けられないが、それだけでなくキリスト

注24 第2項の牧師の資格との関連で（注19を参照）、賜物を持つ先任の牧師による「試験」と、試験に合格した者らに対する「認可と祈りをもつて（の）派遣」の必要性、便宜性が規定されている。特に「無知で軽率な侵入者」と呼ばれる、自分勝手に伝道する自称伝道者、牧師、預言者たちの排除を目指す。ただし両派とも、試験によらない「例外的な場合」を認めている。試験の具体的な方法については、長老派、会衆派いずれの伝統においても特に明文化されてはいない。

は、そうした場合すべてにおいて適用するように彼が定めた靈的な救済策、すなわち、訓戒と除名、により、自らを改革することを、各教会の義務とされた。<sup>(注25)</sup>

## 2

訓戒とは、罪を自覚させるために過ちを犯した教会員を叱責することで、それは、私的な過ちの場合には、マタイ一八・一五〜一七の規則に従ってなされるべきであり、公的な過ちの場合には、福音の榮譽とスキヤンダルの性質が求められるところに従い、教会「員」の前で公開でなされるべきである。そして、もし訓戒のいづれかがなされて罪に陥った人を回復することができたら、譴責を進めることはすべからず、直ちに停止し、それに応じて満足「教会として」が言明されるべきである。<sup>(注26)</sup>

## 3

過ちを犯し、スキヤンダルになつている兄弟を取り戻すため、福音の命令に従つて正當な手段がすべて使用されたが、それにもかかわらず彼が悔い改めないままであるときには、除名の譴責に進まねばならない。その際には、牧師と他の長老たち（そのよう

注25 両派とも、カルヴァン主義の伝統にならい、教会規律、すなわち、「訓戒と除名」を通しての教会の自己改革を重視することで一致する。

注26 各個教会における訓戒については、両派の姿勢は基本的に一致するが、ここで長老会の役割への言及が欠如していることは、会衆派的と言える。

な者がいれば)がリードし、教会の先頭に立ち、兄弟たちは、キリストと、主にあつて彼らの上に立てられてゐる長老たちとに従順に従つて、彼らの同意を与えるべきである。<sup>(注27)</sup>

#### 4

他の面ではスキヤンダルになつていない教会員が、自分の属する教会の交わりから罪深い仕方自身を引き、その交わりから自ら離れることが時々起こる。そのような場合には、彼を元に戻すための正当な手段がすべて効果がなかつたとき、彼はそれによつて自分自身をその教会の交わりから切り離したのであるから、その教会は、彼をそれ以上見守る責任を解除されると考え、そのように言明することが正当にできる。<sup>(注28)</sup>

### 第四章 諸教会の交わりについて

#### 1

我らは、以下のこと「1と6」に合意する。すなわち、各個教会は、互いに対して配慮と優しきを持ってないほど、互いから離れ、別々に歩むべきではな

注27 しかし、この除名の段階については、「牧師と他の長老たち」の主導性と、教会員たちによる「同意」の必要性がうたわれており、この点ではより長老派的と言ふことができる。

注28 教会員が譴責以外の理由で自ら離れる場合、各個教会の牧会上の責任には限度があり、教会としてその人との公的關係の終了を言明することが正当であるとされる。すなわち、教会契約を本人が破棄したことを、教会として明確にすることが必要である、ということである。これは、非国教主義諸教会間の秩序の維持に欠かさない措置であつたと言える。

い。むしろ、各個教会の牧師たちは、相互の助言支え、励まし、兄弟としての付き合いによつて、主の道において、互いの心と手を強めるために、しばしば共に会合を持つべきである。<sup>(注29)</sup>

2 我らの各個教会のいづれも、それぞれがイエス・キリストから同等の権能を与えられているのであるから、互いに対して従属的になつてはならない。また、上述の各個教会、および、その一人の役員、ないし役員たち、のいづれも、他のいづれかの教会あるいはその役員たちに対して、いかなる権能も行使してはならず、また、優越性を持つことはない。<sup>(注30)</sup>

3 上述のようにして構成される、各個教会の周知の会員たちは、福音の諸規定、すなわち、キリストの御旨にそつて実施される、御言葉、祈り、聖礼典、詩編賛美、において、時折、互いに交わることができ、彼らが交わりを望んでいる相手の教会が、彼らに対する正当な反対がなければ、である。<sup>(注31)</sup>

4 我らは、別の集會に既に加わつていゝるいかなる人も、かかわる双方の集會から相互の満足を得る努力

注29 各個教会の最重要視は孤立主義を意味しない、と明言することにより、両派とも非国教主義の下での連携の必要を認める。ここでは特に、牧師同士の交わりと牧師会の意義が強調されている。

注30 各個教会およびその牧師、役員たちの権能の間に原理的な差別、優越性はないとすることで、階層制に立つ主教制国教会との違いを強調する。

注31 諸教会の交わりは、牧師たちの付き合いや會合に限定されるものではなく、教会員たちの神礼拝を通しての交わりでもあることが明確にされる。

注32 前項のように複数の教会が共に礼拝する機會は、各個教会員たちに他教会に移ることを考えたり、教会それぞれが相手の教会から會員を集める競争をする機會と



をせずに、我らのそれぞれの集会の会員として受け入れるべきではない。<sup>(注32)</sup>

5 一つの教会は、嫌疑が向けられている別の教会、その長老たち、あるいは代表者たちが、不規則な、あるいは不正な運び方 (Proceedings) の嫌疑を晴らすために言いうることを聞き終わるまでは、その教会の運び方を非難すべきではない。<sup>(注33)</sup>

6 我らの間に起こりうるいかなる過ちも予防あるいは除去するため、我らは、求められる場合には、我らの教会のやり方を互いに対して進んで説明する用意がある。同様に、我らは、交流の右手を差し出し、諸教会の交わりについての福音の規則に従って共に歩む用意がなければならない。<sup>(注34)</sup>

## 第五章 執事と治会長老

我らは、かく合意する。すなわち、執事の職務は神の定めによるものであり、彼らの職務に属するのは、牧師、また必要があれば兄弟たち、の指示によって、教会

なりかねない。このような弱さを抑える規定である。

注 33 ある教会が他の教会の在り方について嫌疑を抱く場合、当該教会に説明を求めずして非難することを慎むことが必要とされる。

注 34 前項の規定を補うものとして、各教会の他教会に対する説明責任がうたわれる。前項と本項の規定は、教会としての全体的な姿勢あるいは心構えのようなものであって、伝統的に長老派が唱えてきた法的権威を持つ教会会議ないし法廷を定めたものではなく、文言上は大幅に会衆派的であると見なければならない。

注 35 ここでは、職事職が神定であると明言されるのに対して、治会長老の職はそうだとは言われず、むしろオープンな事柄だとされる。これは、長老派が長老派としての根本的原理を妥協により放棄したと取るべきではなく、むしろ、イングランド長老主義の中に伝統的に存在した一つの有力な考え方および実践が、会衆派の多数と

のお金を受け取り、ふさわしい用途に使用し、配分することである。また、御言葉と教理においては勞しない治會長老の職務もある、という意見の人たちがいれば、そう考えない人たちもいるゆえ、我らは、この違いは我らの間に絶交をもたらしてはならない、ということに合意する。<sup>(注35)</sup>

## 第六章 牧師たちの随時の会合、その他について

1 我らは、以下のことに合意する。すなわち、協調のために、また、他の重大で困難な場合に、幾つかの教会の牧師たちが、そうした問題について相談を受け、助言を受けることは必要であり、キリストの御旨にそつている。<sup>(注36)</sup>

2 そのような会合は、問題の性質に応じて、少人数で構成されることも大人数で構成されることもある。<sup>(注37)</sup>

3 各個教会と各個教会の個々の長老たち、そして会員たちは、そのようにして与えられた会合の判断に敬意をもって耳を傾けるべきであり、神の言葉からの

意見の一致を見たとき取るべきであろう。

注36 前項の規定のように、本合意においては治會長老の存在そのものが前提とされないから、一切の会合、協議は、牧師たちのものである。こうした牧師団ないし牧師会が持つ教會的権能についての規定は、純粹に長老派的でも會衆派的「信徒を含まない」でもないという点で、本合意に極めて特徴的である(本合意が牧師たちのみによつて作られ、牧師たちのみによつて同意署名されたことは、改めて言うまでもない)。また、牧師団の判断があくまで「助言」であるという点は會衆派であるが、そうしたことが「必要であり、キリストの御旨にそつている」とされる点は長老派である、と言わなければならない。

注37 古典的な長老主義(制度)における諸教會會議の從屬關係(各個教會↓プレスビテリー↓地方大会、シノッド↓全国大会ないし總會)のように明確ではないが、牧師による會合の規模が問題の性質に応じて決められる

明白な根拠もなしに、その判断に異議を唱えてはならない。<sup>(注38)</sup>

## 第七章 この世の為政者に対する我らの態度に

ついて

1 我らは、我らの上に置かれた支配者の上に、神の守りと導き、祝福があるように絶えず祈る義務があることを明確に認める。<sup>(注39)</sup>

2 我らは、彼らに対して、主にあつて服従だけでなく、我らの立場と能力に従い、支持をささげるべきである。<sup>(注40)</sup>

3 いかなるときであれ、もし、支配者たちが、我らの中の何名かでも召集したり、あるいは我らの事情について、また我らの諸集会の状態について説明を求めるのをよしとするなら、我らはすみやかに、こうしたことについて、彼らに対して、あらゆる当然の敬意を払うべきである。<sup>(注41)</sup>

との本規定は、長老制の合理性の部分的承認と考えられるが、会衆派の間でも当然のものとして事実上は実行されていた。

注 38 牧師たちの会合とその判断への教会員の原則的同意が求められている。これは、会衆派にとつても悩みの種となつていた諸教会における異端的セクト化の動きに警告する意義も大いであつたと思われる。

注 39 非国教主義が反国王・反政府でないことを明確にする。

注 40 非国教主義は彼ら為政者に消極的な服従をささげるのではなく、積極的な服従、支持をささげるとして、自分たちが政治的な危険分子ではないとする。

注 41 非国教主義が主教制国教会体制に対する信仰的、良心的不服従ではあつても、国王、政府に対し説明責任を有し、また、彼らを敬う責任を有すると確証する。こ

## 第八章 信仰告白について

信仰の問題における判断の健全さにかかわることについて、我らは、次のことを十分であると見なす。すなわち、一教会が、聖書が神の言葉であり、信仰と実践の完全で唯一の規範であると承認し、イングランド教会の簡条「三十九箇条」と普通呼ばれているものの教理的な部分、あるいは、ウエストミンスターにおける会議により作り上げられた信仰告白、あるいは大または小の教理問答、もしくは、サヴォイにおいて合意された信仰告白<sup>(注42)</sup>が、その規範に一致する (agreeable) と認めることである。

第九章 我らとの交わりに中にいない人々に対する我らの義務とふるまいについて

1 我らは、以下のことを我らの義務であると判断する。すなわち、我らは、我らと同じ確信や交わりに属さないすべてのキリスト者に対し、彼らのそれぞ

れによって両派は、彼らに貼られた「反逆」のレッテルを暗黙裡に否定する。

注42 教会員 (I の 3)、牧師 (II の 2) いずれについても求められている、信仰と教理における「判断の健全さ」、すなわち、「信仰と実践」の「完全で唯一の規範」として、本合意は、神の言葉としての聖書を挙げ、続いて、いわゆる「従属的信仰規準」として、三十九箇条の教理的部分 (すなわち、最後の 4 箇条を除く全 35 箇条)、ウエストミンスター信仰告白、ないし大あるいは小の教理問答、サヴォイ信仰告白を挙げる。これによって両派は、列挙されている信仰告白文書のいずれかを聖書の規範に一致するものとして承認することを正統性判断の規準とするという、信仰告白的にはブロードな立場を取ることを確認する。この言明は、国教会に対する弁明としても有効であったと考えられる。

注43 国教会の中に留まっている大多数の国民と、非国教主義の中でも長老派、会衆派とは区別される、しかし

れの地位、立場に依じて、キリスト者としての尊敬を持つべきである。<sup>(注43)</sup>

2 キリスト教の原理について無知な人々や、よこしまな行動をしている人々については、我らは、我らのそれぞれの場において、彼らが機会を我らに与えるとき、命と救いの教理を彼らに説明し、我らの最善を尽くして、神と和解するように彼らを説得することに努力すべきである。<sup>(注44)</sup>

3 教会の交わりに入るのに本質的に必要なものを身に付けているように思われる人々については、我らは、それほど重要でない事柄について議論を吹きかけて彼らを困らせることはしないで、主にあつて進んで彼らを受け入れるべきである。<sup>(注45)</sup>

我らは前記の《合意項目》に同意するだけでなく、また、主が我らに可能としてくださいる限り、それらの項目に従って実践することを全員一致で決意するものがある。<sup>(注46)</sup>

正統的なキリスト者、例えば正統的なバプテスト、に対し、その立場を重んずるとして、ラディカルなセクトと自らを区別する。同時に、長老派よりは会衆派の自己批判という要素もある。

注44 伝道と証しの責任を表明する。ここでも、独善的、孤絶的セクトでないことを訴える。

注45 両派の中に存在した閉鎖的、排他的傾向を自己批判し、開かれた教会となることの必要性を相互に確認する。

注46 両派は、本合意を知的に承認し合うだけでなく、具体的に実践に移す決意であることを内外に表明する。

## 6 《合意項目》に対する多様な評価

一九九一年四月六日《合意項目》に基づく《幸いなる一致》が公表されるやいなや、同様の連帯組織が全国各地に作られたと言われるが、それらの多くは、以前からさまざまな形で形成されていた組織ないし運動に明確な方向を与えたことによる再活性化と見るべきであろう。その意味で特に忘れがたいのは、デヴォンシャー・コーンウォールの牧師有志連合の議長だったジョン・フラヴェル (John Flavell) が、ロンドンに上つてこの《幸いなる一致》を目の当たりにし、《合意項目》を携えて帰郷、同志たちに報告した直後に世を去つたことである。<sup>(26)</sup>

《合意項目》は、インクリース・メイザーからその息子のコットン・メイザー (Cotton Mather) に送られ、ニューイングランドの会衆派教会に大きな影響を及ぼすこととなった。それというのも、コットン・メイザーは、ボストンの自分の教会で二度にわたりこの《合意項目》について説教しただけでなく、それらの説教を《合意項目》と共に印刷し、小冊子の形でニューイングランド全体に普及させたからである。<sup>(27)</sup> 更にコットン・メイザーは、その一〇年後、大著『アメリカにおけるキリストのたいなる御業』に、次のように記した。<sup>(28)</sup>

イングランドで長老制を支持する兄弟たちは、会衆制を支持する兄弟たちと最近幸いなる一致に至つたため、以前両者を区別するのに用いられていた名称はすべて、《一致した兄弟たち》という一つのすばらしい名称に今や飲み込まれてしまった。そして今、ニューイングランドの一人の人、すなわち、そのときロンドンに在住していたインクリース・メイザー氏が、その《一致》の促進に非常に大きく用いられたゆえに、ま

た、それ以上に、そのような一致はニューイングランドの諸教会に何年も、しかも何十年もの間具現されてきたゆえに、その一致が挙げた箇条をそのまま転記することがわれらの《教会の構成》(ecclesiastical constitution)をありのままに叙述する最善の方法であろう。その箇条は、以下の通りである。(以下省略)

しかしながら、《合意項目》に対して、厳しい批判が向けられなかったわけではない。ロンドンとその周辺の会衆派の牧師たちはほとんどが《合意項目》に同意したが、少数の反対者は次のように言つたという。<sup>29</sup> すなわち、「それは『葉上の作文』にすぎない。同一のことについて異なる考えを固持する人々が、それでも一致しているように見えるように、多くの箇条を非常にあいまいに、一、生懸命、わざとした」と。

一九世紀から二〇世紀にかけての多くの教会史家たちは、《合意項目》の作成に当たつては《幸いなる一致》達成のため長老派、会衆派、両派がそれぞれに特有の主張を大幅に抑えたとしながら、《合意項目》は、どちらかといえば会衆派的であると見た。<sup>30</sup> H・S・スキーツや、H・W・クラーク<sup>31</sup>などがそうである。

それに対して《合意項目》は完全に会衆派であると見る教会史家が、会衆派にも長老派にもいる。例えば、会衆派の史家ウォーカーは、「その文書が積極的な面を持つかぎり、それは会衆主義の方向に傾斜している。ベイコン博士が言うごとく、それは、『名前こそ違え、事実上は会衆派の綱領』であり、ケンブリッジ綱領とかなり一致する」、「《合意項目》の主要な特徴は……本質的に会衆派的である」、<sup>32</sup>と言う。

同じことを逆に批判的に見ているのは、長老派の史家ロリマーである。彼は、「すべての実質的譲歩は長老派によつてのみなされ、会衆派は重要なことは何一つ譲らなかつた！全交渉の実際上の結果は、長老派が、昔の名前はなお保持しつつ、他のあらゆる点で、会衆派になつたことである」、<sup>33</sup>と言う。

《合意項目》をウォーカー、ロリマーのように全面的に会衆派的だと見ることに反対するのは、長老派の教会史家ド

リスデールである。彼は、「長老派は、彼らの独立派「会衆派」の兄弟たちの見方を支持した……とときどき言われてきた。合意された簡条を注意深く、公平に考慮すれば、そのような考えは一掃される。長老派による譲歩の精神と程度は、いづれも、彼らの称賛に値する和らぎの姿勢を反映しているが、長老派が譲つたのは彼らの内面的原理というより、むしろ外面的方法であった」、と言う。<sup>34)</sup>とはいえ、そのリスデールも、長老派は余計に譲りすぎたとは考えている。すぐに続けて、「もつとも前者「外面的方法」に関する彼らの譲歩は後者「内面的原理」を損なうように働いたことは明らかである」、と述べている。<sup>35)</sup>

ドリスデールが強調したいことは、「全体的な教会の一致と有機的一体性という本質的原理」にそうという「この良き目的のために、独立派も彼らの側で、非常に重く重大なさまざまな譲歩をした」という点である。ドリスデールは、この点を多くの論争家は認めながらないが、公平無私なスタウトンはこの点を率直に認めているとして、脚注でスタウトンから引いている。<sup>36)</sup>

## 7 《合意項目》再評価の視点

既に第二章で見たように、《合意項目》に基づく《幸いなる一致》は数年にしてたちまち崩壊したため、以後《合意項目》への評価は必ずしも高いものではなかった。むしろ、《合意項目》が序文の中で強く求めていたこと、すなわち、「愛のない嫉妬やあら探しをする言い方、まして、本合意味によりいづれの側が最も支持されるのかについての議論を容認しないこと」が遵守されず、第五章で見たように、一九世紀の教会歴史家によって言及される場合には全体として否定的ないしは消極的な意味あいで見られることが多かった。しかし、二〇世紀初頭以来の世界的な規模におけるエ



キユメニズムの運動と教派合同への動きの中で、長老派と会衆派という「二本の木」を「一本の木」としようとする《合意項目》の再評価は、必要かつ有益であると言わなければならない。第四章における《合意項目》の吟味から、われわれは結論として以下の視点が欠かせないことを指摘したいと思う。

まず第一に、序文の精神の重要性である。すなわち、「キリスト者間の合意を目指す努力は嘆かわしいものではない」、「一致……一致こそわれらすべてのものが祈り求めてきたもの」、「今からは、互いの名譽、賜物、成功を、われらの共通の幸いとして一層完全に喜びたい」、とうたう背後にある、過去への率直な自己批判と、現在および将来への強い危機意識がある。というより、「現在のこの自由を我らが行使する際に人間の弱さがもたらす可能性のある種々の不都合」と抽象的に言われている、確立した名譽革命および主教制国教会体制下での相互非難と競争、そして恐らくはその結果としての共倒れ、という現在および将来への危機意識から、「これまで公然と許してきた、異なる意見と実践を非難し問題にする行き方」への自己批判が生まれている、と見ることがができる。

とはいえ、かかる一致へ希求は、自己保身のため本質的なものを犠牲にして、便宜上なされるのではない。むしろ、「あらゆる実質的なことにおいて考え方が完全に一つである」から、「それほどでない事柄」、すなわち教会政治上の細部、についてはそれぞれのやり方に余地を残して、全体的に一致することが、「我らの贖い主の大いなる関心事に対して最高のものを貢献できる」というのである。

このような序文における精神は、第四章で見たように、《幸いなる一致》の指導者たちがむしろ長年にわたり追求してきたものであったが、新たな「自由」と裏返しに直面した存亡の危機に媒介されて、ようやく現実化されたのである。したがって、われわれとしては、真摯に一致を追求し、推賞して、自らを新たに「一致した兄弟たち」と呼ぶ、ハウとミードに代表される両派の牧師たちの姿勢を、十分に評価すべきではないかと考える。イアン・マレーは言う、「合意項目は、宗教改革を真に受け継ぐ者たちの間に存在する大幅な共通地盤に比べれば、相互の違いは比較的取るに足りない

いという、ピューリタンの全般的で深く根ざした確信の具体的表現として重要である」と。<sup>37)</sup>

第二に、両派の一致の前提ないし基礎となる、「キリスト教の根本的教理」にかかわる認識である。すなわち、長老派、会衆派、両派の一致は、単に教会政治上の、外面的、組織的一致を意味するものではなく、キリスト教の教理における一致が前提とされている。この点で特に重要なのは、第八章である。第五節の注においても言及したとおり、この章では聖書の絶対的な規範性と「従属的規準」としての信仰箇条ないし信仰告白文が明記されている。後者についてわれわれは、二つの点に注目したいと思う。まず、三十九箇条とウエストミンスター信仰告白および大小教理問答、そしてサヴォイ信仰告白の三者が教理的には基本的に一致しているという認識が、ここに明確に表明されている。長老派の牧師の多くは、ウエストミンスター信仰告白の卓越性を確信し、会衆派の牧師の多くは、それを会衆派の立場から改良したと考えられたサヴォイ信仰告白の優越性を確信していたと思われるが、ここでは三十九箇条も含め、どれでなければならぬといった主張はなされず、それらの基本的な一致のゆえに、いずれにも相対的な価値が認められているということである。

次に、そのような三者の基本的な一致の内実は、具体的な教理ないし教理体系として示されるのではなく、三者のいづれもが「完全で唯一の規範」である聖書に「一致する」(agreeable)という表現で示されている。この表現によって、信仰箇条や信仰告白の従属的規範性が一層明確にされるのである。いづれにしても、教理的な一致を前提としない教会政治論的な一致、といったものは全く考えられていない。

第三に、《合意項目》の一時的、過度的性格である。これは、ウエストミンスター教会政治規程やケンブリッジ綱領、サヴォイ綱領と並ぶ、あるいはそれらに取って代わるものとして考えられてはいない。あくまでも、当面の危機的状况に対して協力し、共同の対処するための実際的方途の原則をまとめたものである。そのように「実際的方途の原則」として見るならば、《合意項目》の卓越性はむしろ評価されなければならないであろう。

いずれにしても、《合意項目》は、期待に全く反する形で確立した名誉革命体制の現実の前に、自己の従来の教会政治論の実際的破綻を経験するだけで新たな教会政治論をなお提起できないでいた長老派、会衆派、両派の、現実的選択の結果であった。全国的な国民教会を前提としてきた長老派にとつては、完全に国教会から締め出され、国民教会の展望が全く開けなくなったこの段階においても、教会区（バリツシユ）を基礎としない、有志が集まった形の“gathered churches”に基づく長老制を構想することは、依然として不可能だった。長老派が、《合意項目》にある会衆派的要素を自らの教会政治論に取り入れて、「近代的長老制」へと移項するのは一九世紀のことである。

一方会衆派は、イングランドにおいてもニューイングランドにおいても、「良心の自由」、「聖霊の導き」を全面的押し出すラディカルな個人あるいはセクトの活発な活動に悩まされ続け、《合意項目》にある長老派的要素を早急に取り入れ始めていた。

かくして《合意項目》は、一時的、過渡的な性格を持つ短命のものであったが、それは、古典的長老制から近代的長老制、古典的会衆制から近代的会衆制への転換を双方が模索する重要な一過程であったと言えるよう。

## 注

- (1) 学問的なものとしては、例えば、組織神学の教科書 Louis Berkhof, *Systematic Theology*, Grand Rapids, 1939, Robert L. Reymond, *A New Systematic Theology of Christian Faith*, Nashville, 1998、実際的なものとして邦書を挙げれば、例えば、吉岡繁『教会の政治』（小峯書店、1972）、全国連合長老会『長老教会の手引き』（1983）などがある。

- (2) エラストス主義は、狭義では、一六世紀ハイデルベルクの医師トマス・エラストゥスの思想(教会規律としての除名に反対)を指すが、広義には、教会の権能は霊的なものも含めて国家に從属すべきであるとする考え方全般を指す。詳しくは、J. N. Figgis, "Erastus and Erastianism," *JTS*, II (1901), pp.66-101, W. Cunningham, *Historical Theology*, 2vols. 1862<sup>1</sup>, *Discussions on Church Principles*, 1863<sup>1</sup>, re, 1991.
- (3) 例えば、一七世紀のイングラント教会の主教制についてこの面をハイチャーチの視点から叙述するのは、W. H. Hutton, *The English Church from the Accession of Charles I. to the Death of Anne*, 1903, である。
- (4) 長期議会により樹立された長老制は前者であり、イングラント、スコットランドの長老派が本来目指していたのは後者である。この問題の詳細については拙著『ウェストミンスター神学者会議の成立』(1992)、『ウェストミンスター神学者会議——その構造化』(2000)を参照のこと。
- (5) この意味で、組織神学的な教会政治論において歴史からの高度の抽象化が進むため、教会政治論においては特に歴史神学の視座が要請される。
- (6) ヴェーバー、トレルチ、ニーバー兄弟を踏まえつつ、この歴史認識をわが国において初めて力説したのは、大木英夫氏である。この点に関する氏の論の根本的重要性は、遺憾ながら、わが国においてはまだ十分に理解されているとは言いがたい。
- (7) 一六七二年の信仰自由宣言に基づき礼拝の許可を与えられた各派の牧師の人数(概数)が、さまざまに試算されている。例えば、ベップによれば、イングラントだけを取った場合、長老派八七二名、会衆派三二四名、独立(単立)五〇名、バプテスト九六名、アナバプテスト一〇七名である。E. D. Bebb, *Nonconformity and Social and Economic Life 1660-1800*, London, 1935, p. 32, n.
- (8) 一六四〇〜一六〇〇年期における主教派、長老派、会衆派、それぞれの教会政治論における変化については、従来、わが国における議論では十分に踏まえられていない嫌いがある。
- (9) 原語は *The Heads of Agreement*. 原文は Cotton Mather, *MAGNALLIA CHRISTI AMERICANA, or The Ecclesiastical History of New England*, 1702<sup>1</sup>, *The Banner of Truth Trust* ed., 1979), BOT 版 II, pp. 273-276, Ian Murray, *The Reformation of the Church, The Banner of Truth Trust*, 1965, Williston Walker, *The Creeds and Platforms of Congregationalism*, 1893<sup>1</sup>, *The Pilgrim Progress* 版 1960, などである。《合意項目》の背景については John Stoughton, *The Church of the Revolution*, 1874, R. Tudur

Jones, Congregationalism in England 1662-1962, 1963 によらる。

- (10) 《合意項目》の基礎とする両派の一致は、当時このように呼ばれた。注(11)参照。なお《合意項目》に当初同意署名したロンドン内外の牧師は、八〇〇一〇〇名と見られていた。C. G. Bolam, et al., *The English Presbyterians*, London, 1968, p. 102.
- (11) 出版された説教のフル・タイトルは、次のとおりである。Two Stocks made one, or the Excellence of Unity. Being a Sermon Preached by the Appointment of the Ministers of the Congregational and Presbyterian Perswasion, at their Happy Union.
- (12) 例えば、Walker, pp. 450-452. ウェリアムズを中心とする論争に先立つ道徳律法廃棄論争の歴史については、H. S. Skeats and C. S. Miall, *History of the Free Churches of England 1688-1891*, London, 1891, pp. 139-141, C. G. Bolam, et al., pp. 103-107. なお、Antinomianism は従来、反律法主義と訳されることが多かったが、論者はしばしばそれをらわゆる「律法主義」(新約聖書がイエスが批判したファリサイ派のそのような)に反対する立場と誤解して論じてきたので、筆者はその内容に即して、道徳律法廃棄論という訳語を採りたい。ちなみに、ジョン・A・ハードン編著『現代カトリック事典』(エンゲルン書店 1982)には「道徳律法不要論」としてある。
- (13) A. H. Drysdale, *History of the Presbyterians in England*, London, 1889, p. 450, pp. 452-453.
- (14) したがって、Hutton は国教会系の歴史書ではほとんど言及されない。長老派の代表的な教会史家として知られる Thomas M'Crie の *Annals of English Presbytery* (London, 1872) にもほとんど言及がない。
- (15) この合意の歴史的背景については、The United Reformed Church History Society, *The United Reformed Church—A Historical Introduction*, London, 1976, によらる Kenneth Slack, *The United Reformed Church*, London, 1978 が、簡潔で有益である。
- (16) 本項については、特に Hutton, Drysdale, Walker の前掲書に拠った。
- (17) その全文は、Walker, pp. 455-456.
- (18) 寛容 (Toleration) が包容 (Comprehension) かどうか二者択一が、名譽革命体制の根本的な問題の一つであった。この問題については、包容策の立場から直接深くかかわっていた主教バーネット (Gilbert Burnett) の *History of My Own Time*, ed. M. J. Routh, 6 vols, Oxford, 1823 に詳しいが、その要約は、*Everymans Library* 版, 1906 である。この二者択一の両者についての含みは、Drysdale, pp. 425-432 に詳しい。
- (19) (20) 前掲、注(15)の二書を参照。

- (21) 総合基金の背景については、Drysdale, pp. 464-465, Walkers, pp. 445-446, C. A. Briggs, *American Presbyterianism*, Edinburgh, 1885, Appendix, pp. lvi-lix.
- (22) 《幸いなる一致》に果たしたメイザーの役割、貢献度については、なお解明を必要とする。メイザーの小伝については、主として *Dictionary of National Biography (DNB)* を参照した。《合意項目》とニューイングランドの教会、特にセイブルック綱領との関係については Walker, pp. 463-486 に詳しい。
- (23) シモン・ハウの小伝については、DNB のほか、H. S. Skeats and C. S. Miall の前掲書、H. W. Clark, *History of English Nonconformity*, 2 vols, London, 1913 など比較的詳しいが、G. F. Nuttall, *The Puritan Spirit*, London, 1967, pp. 166-8 には Philip Doddridge との関連でハウの信仰の興味深い一側面が語られている。なお、一六六六年ハウが五マイル法に定められた宣誓(国王への忠誠を誓う)をしたことは、彼に対する批判、不信の理由として一部の人の間で繰り返し問題とされた。マッシュュー・ミートの小伝については、主として DNB に拠った。
- (24) 翻訳にあたっては、Iam Murray のものを底本に用い、Walker, Cotton Mather のものを参照した(注9を見よ)。三者のテキサトは細部において若干異なるが、ここでは本文批評を試みることはしない。
- (25) この劇的な出来事については多くの教会史家が記しているが、T. M'Crie, pp. 272-273 に特に感動的に記されている。
- (26) Walker, pp. 448-449.
- (27) *The Banner of Truth Trust* 版(1979), II, p. 272.
- (28) Walker, p. 446. Roger Thomas によれば、会衆主義者で合意項目に同意署名しなかったのは Nathaniel Mather, Thomas Cole, Richard Taylor の三名だった。C. G. Bolam et al, *The English Presbyterians*, p. 102. 現代の学者シモーンズ(注9)も合意項目には厳しく評価しあへぬ。
- (29) H. S. Skeats & C. S. Miall, p. 138.
- (30) H. W. Clark, II, pp. 660-161.
- (31) Walker, pp. 446-447.
- (32) *The Catholic Presbyterian 誌*, XVII, May 1880, pp. 321-330, 'Early English Presbyterian History'.
- (33) Drysdale, p. 461.

- (95) Drysdale, p. 461.
- (96) Drysdale, p. 463.
- (97) Ian Murray, p. 300.